

平成 25 年 10 月 23 日

公契約条例の制定に反対する陳情

札幌市議会議長様

札幌市中央区北 3 条西 17 丁目 2 番 3 号

一般社団法人

北海道ビルメンテナンス協会

会長 山田 春雄

電話 011-615-1100

(要 旨)

賃金格差を生じさせ、同一労働・同一賃金の原則を破壊し、罰則を背景にして企業経営に介入する公契約条例を制定しないことを求めます。

(理 由)

私たちは、15 年に及ぶデフレ経済のもとで売値は上げられないが、毎年の最低賃金の改定に伴い、コストの大半を占める賃金を大幅に引き上げざるを得ない状況の中で、地元根ざして、雇用の確保を第一に経営に腐心してきました。

札幌市は、公契約条例を制定し、市内の清掃従事者約 16,000 人の内、公契約条例の対象者 500 人(3%)だけを特定して賃金をアップし、残りの 15,500 人の賃金アップは、私企業の努力に期待する意向ですが、意図的に作られた賃金格差を解消する経済的余力は、私たちには残っておりません。

札幌市は、公契約条例の修正案には、業界と十分な協議を重ねた結果を反映させていると説明していますが、何ら具体的な対策は謳われておりません。

また、公契約条例を施行するに当たっては、すべての入札において、発注者の定めるルールどおりに厳格に実施されることが絶対条件であると思いますが、低価格入札を助長するような指示文書を発出したり、自らが決めた入札ルールすら守れず、順守努力・周知徹底も口頭約束のみで、依然として不公正な入札が行われています。

このような不誠実な運用が行われている以上、業界としても懸念を抱かざるを得ないことから、公契約条例を制定しないことを強く陳情いたします